

# 事業所ごみは、 集積場所に 出せません！

ごみ集積場所に出せるのは  
家庭ごみだけです。

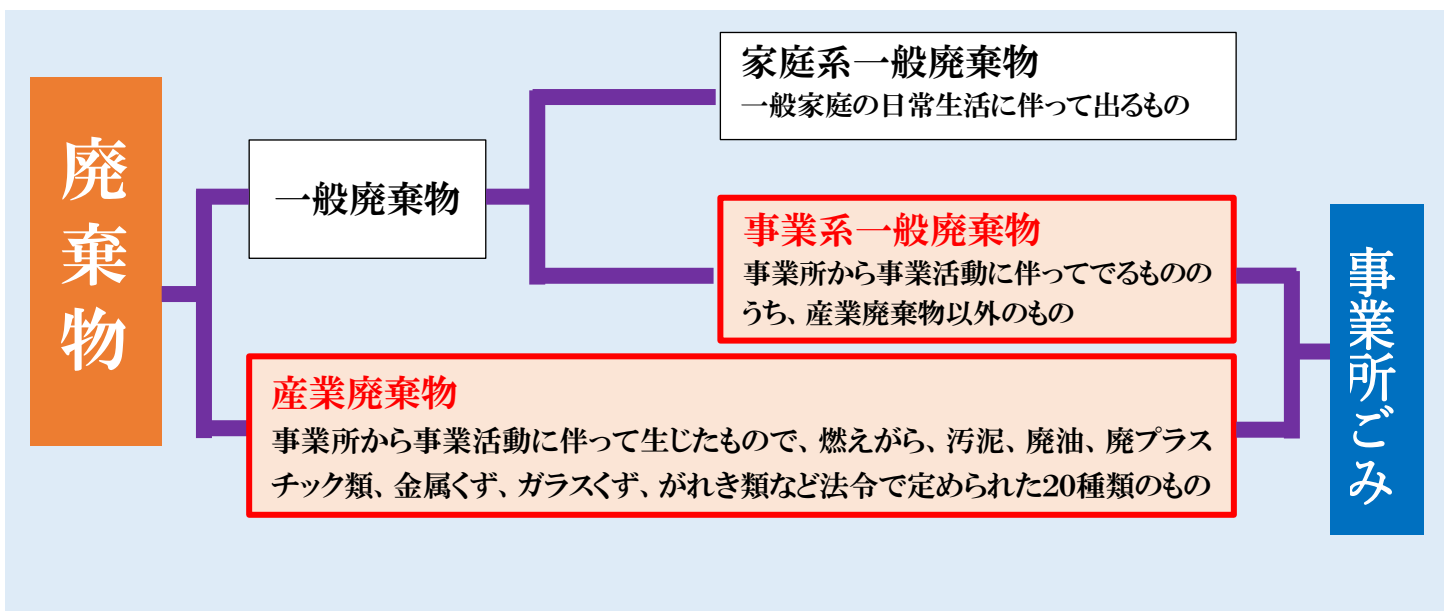
法律や条例によって、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

## ■事業所ごみとは

事務所、商店、飲食店などから、事業活動に伴って発生したごみです。事業活動には、企業など営利目的のところだけではなく、病院、学校、福祉施設、官公署など非営利なものも含まれます。

## ■事業所ごみの種類

事業所から排出されるごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。



## ■処理方法について

事業所ごみは、少量であったり、家庭ごみと同じものであっても、町の中にある「ごみ集積場所」に出すことはできません。次の方法で処理してください。

### 事業所ごみ(一般廃棄物)

#### ●自分で市の清掃工場に持ち込む

- ・処理手数料(10kgにつき180円)がかかります。
  - ・持ち込めないものもあります。事前に清掃工場に電話連絡してから搬入してください。
- 可燃ごみ(生ごみ、紙、木くず等)…六供清掃工場(六供町 1536)電話027-224-0130

#### ●法律に基づく許可を受けた一般廃棄物処理業者に依頼する。(有料)

一般廃棄物処理業者は市のホームページで確認できます。



<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/haikibutsutaisaku/gyoumu/5/2439.html>

業者の組合(前橋市一般廃棄物処理事業協同組合 電話027-263-2711)もあります。

### 事業所ごみ(産業廃棄物)

#### ●法律に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼する。

産業廃棄物処理業者は市のホームページで確認できます。



<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/haikibutsutaisaku/gyoumu/5/2440.html>

相談窓口:公益社団法人群馬県環境資源創生協会(電話027-243-8111)

## ■事業所でのごみ減量とリサイクル

紙や空き缶などの金属類は、資源回収業者へ依頼するなど、ごみにしない取り組みをお願いします。

相談窓口:前橋市再生資源事業協同組合(電話 027-253-7276)

#### ●チェックリスト

- 事業所全体のごみの量を定期的に把握する
- 減量化・資源化できるごみの種類を考える
- 資源化・回収先を探す(ごみ集積場所には絶対に出さない)
- 分別表と分別ごみ容器を設置・定期的にチェックする

問い合わせ先

■一般廃棄物の処理とごみ減量・リサイクルについて

前橋市役所ごみ減量課

電話 027-898-6272

■産業廃棄物の処理について

前橋市役所廃棄物対策課

電話 027-898-5953